



# ニュースナビ

News Navi

2024年8月号

## 深刻化する特別支援学校教室不足 解消のための実効ある施策を今すぐに 「公立特別支援学校教室不足調査」結果から見えるもの

文科省から2年ぶりに実施された2023年度「公立特別支援学校教室不足調査」の結果が本年3月26日に公表されました。

### この2年間で子どもたちは？ 学級数は？

2021年度調査との比較では、公立特別支援学校に在籍する児童・生徒数は5083人増加しています(図)。全教障教部が適正規模と考える1校150人以下の学校を想定すると33校分にあたります。2年間で増加した学級数は880学級。あらたに880教室をうみださなければならなかったこととなります。一方、学校基本調査によると学校数はこの2年間で2校廃校になり、設置された学校は22校にとどまり、その半分以上が高等部等の分校です。この数値だけみても、教室不足はさらに深刻化こそすれ、改善されたとはとてもいいがたい状況です。

### 「一次的な対応」が7476カ所にのぼる

教室が不足しているために学校が行う「一次的な対応」(転用教室・間仕切り教室など)のうち、①仮設建物・借用教室が309カ所増えて1081カ所です。プレハブ校舎や学校以外の施設を借用した対応が激増したということです。また、②特別教室の転用数も1926カ所です。さらに、この2年で目立って増えたのは、③管理諸室(職員室など)の教室への転用で473カ

所と58カ所も増えています。このような「一次的な対応」はわずか2年間で7125カ所から351カ所も増加し7476カ所にのぼります。公立特別支援学校は122の分校を除くと996校しかないにもかかわらず、7476カ所の「一次的な対応」の箇所があるという大変劣悪な学習環境が常態化していることを直視すべきです。

### 教室不足数の減少をどうみるか

この調査においては「一次的な対応」をしている箇所について、自治体が「支障ある」「ない」を判断して報告するしくみになっています。2021年度は「支障がない」と判断した数は一次的な対応数のうちの59.9%でしたが、2023年度は64.3%に上がっています。

今回、10月に実施された調査用紙の「留意事項」を見ると、「支障の理由」を書く欄では、「教職員の作業や物品の管理等の支障は除く」という注意書きがあります。教職員の労働環境と子どもたちの教育環境は表裏一体です。教職員が空間的、動線的、生体感覚的に支障を感じたり労働上の負荷を感じたりする環境は、子どもたちに直接的または間接的に影響が及んでいるはずで、「教職員の支障」は考慮しないという線引きをしてまで「支障ある数」を減らしたい意図がここにも見られます。それ以外にも背景は複数ありますが、全国の教室不足数は2

(参考)公立特別支援学校(幼小中高)の幼児児童生徒数と学級数の推移について



〔令和5年度幼児児童生徒数：147,608人(対前年度2,750人増)  
令和5年度学級数：36,939学級(対前年度461学級増)〕

年前の3740教室から381教室減って3359教室となりました。

学部別にみると、小学部の教室が大幅に不足しています。小学部の子どもが増えているのは全国的な傾向です。小学部の児童の多くは向こう約10年間、特別支援学校に在籍します。このことから児童・生徒の総数が当面、減らないことが想定されます。

### 教室不足という人権侵害を放置せず、実効ある施策を今すぐに！

この調査結果の教室不足数の数値は、学校現場の実態とかけはなれている数値だと、怒りの声、不信の声があがっています。14万人を超える子どもたちがこの時も、特別支援学校に通っています。この調査結果を見た時に、劣悪な教育環境で我慢して学習している子どもたちや、もっと適切な環境で学ばせてほしいと願っている保護者たち、当たり前で普通教室や特別教室の備わった環境で授業をしたいと思っている教職員らに対して、国はその責務を果たそうとせず背を向けていると感じられました。

さらに教室不足解消のために自治体が行っている施策にも点検が必要です。今回の調査結果に記されている事例だけでも「小学校の統合によりできた空き教室を活用した」「閉舎した寄宿舎を普通教室にした」「高校の空教室を整

備した」など、背景に教育条件の引き下げが強行された事実が浮き彫りになっています。子どもたちの犠牲や教育権の侵害の上で、教室が確保されていくのだとしたら本末転倒です。教室不足解消のための整備計画の中身に、私たちの要望の声を反映させていく運動が求められます。

教室不足の現状が国会でとりあげられたのは、確認できている質疑でも1990年まで遡ります。すでに30年余が経過しています。障害のある子どもたちへの明らかな人権侵害といえます。

国が設定した教室不足解消のための「集中取組期間」は2024年度で5年目になり終了します。今の国の施策では教室不足が解消しないのは明らかです。

かつて養護学校義務制実施の1979年を目前に「公立養護学校整備特別措置法」が国会で改正され、補助率を3分の2に引き上げ「7か年計画」で250校をはるかに超える数の養護学校が建設されたという歴史があります。国の責務で教育予算を拡充させ、「集中取組期間」を延長すること、国庫補助率を大幅に引き上げ3分の2にし、適正規模の学校を必要な地域に建設することを強く要望していきます。

全日本教職員組合(全教)

村田信子